

# 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第12号）の概要

## 改正の趣旨

- ◆ 新型コロナウイルス感染症による雇用への影響等に対応し、雇用の安定と就業の促進を図るため、失業等給付に係る暫定措置の継続等、求人メディア等のマッチング機能の質の向上、地域のニーズに対応した職業訓練の推進等の措置を講ずる。
- ◆ 併せて、雇用保険財政の現状を踏まえ、激変緩和のための暫定的な雇用保険料率を定めるとともに、雇用情勢や雇用保険財政に応じた機動的な国庫負担の仕組みの導入、雇用保険臨時特例法による国庫負担の特例の暫定措置の継続等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 失業等給付に係る暫定措置の継続等【雇用保険法、雇用保険臨時特例法】

- ① 雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に係る特例、雇用機会が不足する地域における給付日数の延長、教育訓練支援給付金等の暫定措置を令和6年度まで継続するとともに、コロナ禍に対応した給付日数の延長の特例について、緊急事態措置の終了日の1年後までを対象とする等の見直しを行う。
- ② 基本手当の受給資格者が事業を開始した場合等に、当該事業の実施期間を失業等給付の受給期間に算入しない特例を設ける。
- ③ 雇用保険受給者が求職者支援制度に基づく訓練を受ける場合に、訓練延長給付等の対象とする。

### 2. 求人メディア等のマッチング機能の質の向上【職業安定法】

- ① 新たな形態の求人メディア（ネット上の公表情報を収集する求人メディア等）について「募集情報等提供」の定義に含めるとともに、募集情報等提供事業者を、雇用情報の充実等に関し、ハローワーク等と相互に協力するよう努める主体として法的に位置づける。
- ② 募集情報等提供事業者に対し、募集情報等の正確性や最新性を保つための措置、個人情報保護、苦情処理体制の整備等を義務づけるとともに、現行の助言・指導に加え、改善命令等の指導監督を可能とする。  
特に求職者情報を収集する募集情報等提供事業者は事前に届出を行うこととし、迅速な指導監督を可能とする。

### 3. 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等【職業能力開発促進法】

- ① 職業訓練に地域のニーズを適切に反映すること等により、効果的な人材育成につなげるため、関係者による都道府県単位の協議会の仕組みを設ける。
- ② キャリアコンサルティングの推進に係る事業主・国等の責務規定を整備する。

### 4. 雇用保険料率の暫定措置及び雇用情勢等に応じた機動的な国庫負担の導入等【雇用保険法、労働保険徴収法、特別会計法】

- ① 雇用保険の失業等給付に係る保険料率（原則0.8%）について、令和4年4月～9月は0.2%、10月～令和5年3月は0.6%とする。
- ② 求職者給付の国庫負担割合について、雇用保険財政や雇用情勢に応じて異なる国庫負担割合を適用するとともに、別途国庫から機動的に繰入れ可能な仕組みを導入する。また、育児休業給付等の国庫負担割合の引下げの暫定措置を令和6年度まで継続し、求職者支援制度の国庫負担割合の引下げの暫定措置は、当分の間、本則（1/2）の55/100とする。
- ③ コロナ禍への対応のための失業等給付等への国庫からの繰入れ及び雇用安定事業に係る国庫負担の特例の暫定措置を令和4年度まで継続する。
- ④ 育児休業給付費及び雇用安定事業費の財源について、積立金からの借入れを可能とする暫定措置を令和6年度まで継続するとともに、当該借入額について、返済の猶予等を可能とする。

## 施行期日

令和4年4月1日（ただし、1②③は令和4年7月1日、2①の一部及び②並びに3①は令和4年10月1日 等）

# 雇用保険制度の見直しの概要①

## 見直しの背景

- 平成29年、令和2年の雇用保険法改正により、**保険料率・国庫負担割合の暫定引下げ及び給付面の暫定措置（雇止め離職者への給付日数拡充等）を実施**
- コロナ禍での**雇用調整助成金の特例支給のための財源措置**等として、令和2年の雇用保険臨時特例法により、**一般会計からの繰入規定や、失業等給付の積立金から雇用調整助成金等に要する経費への借入規定を新設**

→ こうした措置はいずれも**令和3年度末までの暫定措置**であり、引き続き、新型コロナウイルス感染症による雇用への影響等に対応するため、**暫定措置の延長や見直しが必要**

## 見直しの方向性

- **費用負担（保険料・国庫負担）**について、**労使の負担感も考慮して令和4年度の保険料率を軽減するとともに、より機動的な国庫負担が可能となる仕組みを設ける。**
  - ※ 雇用調整助成金等は、雇用情勢を見極めつつ段階的縮減の方針だが、感染拡大地域・特に業況が厳しい企業には引き続き配慮できるよう、財政運営上の特例措置を継続
- **給付面の暫定措置は、コロナ禍からの経済の回復途上にあることも踏まえ、当面、延長する。**

## 雇用保険料率

- 令和4年度の雇用保険料率（**原則 8 / 1,000**）について、**労使の負担感も踏まえた激変緩和措置として、以下のとおりとする。**

<現行> **2 / 1,000** ※以下によってR3年度まで引下げ

- ・法律による特例 ▲ 2 / 1,000
- ・積立金規模に基づく引下げ ▲ 4 / 1,000



※以下のとおり、法律によって引下げ

- ・ **令和4年4月～9月** : 2 / 1,000
- ・ **同年10月～令和5年3月** : 6 / 1,000

(注) 上記（労使折半）のほか、以下の保険料との合計が全体の雇用保険料率となる。

育児休業給付（労使折半 : 4 / 1,000（変更なし））、

雇用保険二事業（使用者のみ負担 : 3.5 / 1,000（R3は 3 / 1,000、資金の枯渇により自動的に引上げ））

## 雇用保険制度の見直しの概要②

### 国庫負担

- 失業等給付の国庫負担について、雇用情勢等に応じて機動的な対応が可能な仕組みとして、以下のとおりとする。

#### <現行> 原則 1 / 4

令和3年度末まで

10%水準 (1 / 40) とする暫定措置



- ・ 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合 : 1 / 4
- ・ 上記以外の場合 : 1 / 40
- ・ 上記とは別枠で機動的に国庫からの繰入ができる新たな国庫繰入制度

※いずれも基本手当の場合

- 育児休業給付等の国庫負担について、原則の負担割合の10%水準 (1/80) とする暫定措置を継続。 (～令和6年度)
- 求職者支援制度の国庫負担について、原則の負担割合の10%水準 (1/20) から、同55%水準へと引上げ。 (当分の間)

### コロナ禍における財政運営

- 雇用保険臨時特例法により、令和3年度までとして設けられた以下の特例的な財政スキームを延長する。
  - ① 一般会計からの繰入スキーム (令和4年度まで延長) : 失業等給付及び雇用調整助成金等に要する費用の繰入
  - ② 積立金からの借入スキーム (令和6年度まで延長) : 雇用調整助成金等に要する費用の借入
- ②に基づく積立金からの借入に係る累積債務 (令和3年度末で2.6兆円見込み) について、以下のとおりとする。
  - ※現行制度では、二事業に剰余が生じた場合は全額を積立金に返還しなければならず、累積債務のある間は、雇用安定資金の積立が困難。
  - ・ 当面、雇用保険二事業収支の剰余の1/2の範囲内で返済を猶予し、雇用安定資金にも積立ができるようにする。
  - ・ 雇用保険財政や雇用保険二事業の実施の状況等を勘案して、一定の場合に、返済必要額から控除 (返済免除) できるようにする。
  - ・ 返済猶予額も含め、借入額の返済の在り方について、令和6年度末までを目途とする検討規定を設ける。

### 給付面の対応

- 雇止め離職者、雇用情勢の悪い地域の求職者への基本手当の給付日数の拡充措置の延長 (R3年度まで⇒R6年度まで)
- 長期的キャリア形成に資する講座 (専門実践教育訓練) を受講する45歳未満の離職者に対する訓練期間中の失業給付相当額の支援 (教育訓練支援給付金) の延長 (R3年度まで⇒R6年度まで)
- コロナの影響による離職者の基本手当の給付日数拡充措置の対象期間の設定 (緊急事態宣言ごとに緊急事態措置解除から1年経過後まで)
- 雇用保険に一定期間加入後に離職して起業する者が廃業した場合に基本手当を受給しやすくする仕組みの新設
- 失業給付の受給者が求職者支援制度に基づく訓練を受ける場合を給付日数の拡充・通所手当等の対象とする

# 労働市場の整備（職業安定法・職業能力開発促進法）

## 求人メディア等のマッチング機能の質の向上【職業安定法】

求職活動におけるインターネットの利用が拡大する中、就職・転職の主要なツールとなっている**求人メディア等の幅広い雇用仲介事業を法的に位置づけ、ハローワーク等との相互の協力の対象に含めるとともに、安心してサービスを利用できる環境とするため、求人メディア等が依拠すべきルールを明確にする。**

### 1 新たな雇用仲介事業を広く法的に位置づけ

求人メディア以外にも、職業安定法に規定のない多様なサービスが登場。

- 新たな形態のサービスも含まれるよう「**募集情報等提供**」の定義を拡大。あわせて**求職者情報を収集して募集情報等提供事業を行う者を届出制、事業概況の報告**により把握。
- 官民連携の主体として位置づけ、相互協力を規定。

### 2 求人メディア等が依拠すべきルールを整備

募集情報等提供について、現行「指針」でルールを規定。トラブルがあっても行政処分の対象とはならない。

募集情報等提供事業者について、

- 募集情報等についての**的確表示**（虚偽又は誤解を生じさせる表示を禁止し、最新かつ正確な内容に保つための措置を講じること）を義務付け。
- 迅速・適切な**苦情処理**を義務付け。
- 個人情報**の保護や**秘密保持**を義務付け。
- 法令違反に対する**改善命令等**を可能とする。

## 地域のニーズに対応した職業訓練の設定やキャリアコンサルティングの推進【職業能力開発促進法】

デジタル化（DX）等の急速な進展や、非正規雇用労働者のキャリアアップ等の課題に対応するため、

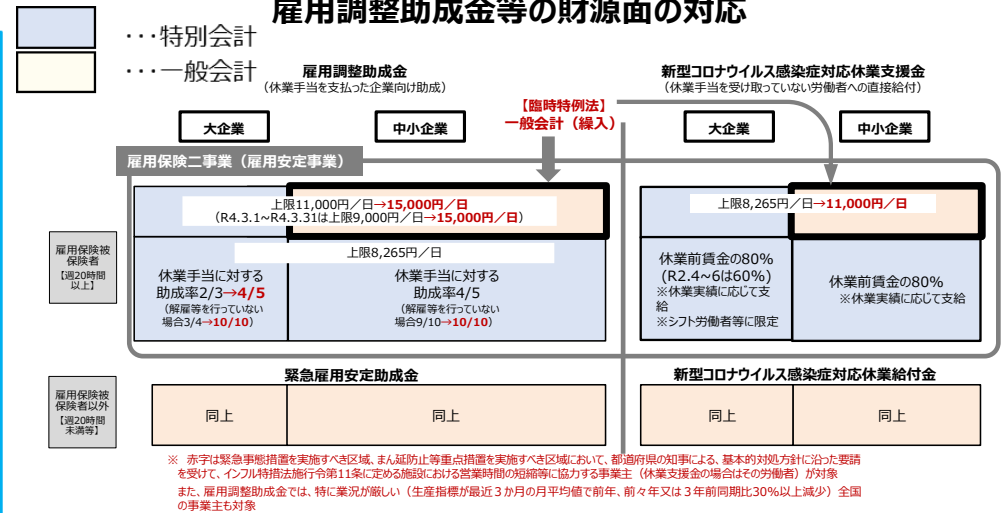
- 職業訓練に地域のニーズを適切に反映すること等により、効果的な人材育成につなげるため、**訓練コースの設定や検証等について関係者間で協議する都道府県単位の協議会**の仕組みを設ける。
- キャリアコンサルティングの推進**に係る事業主・国等の責務規定を整備する。



# 参考資料(雇用保険財政関係)

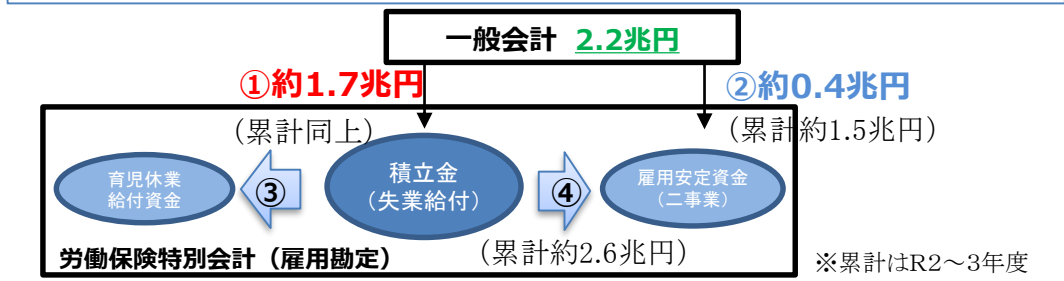
## 令和4年度の失業等給付関係の収支状況

		(単位:億円)		
		2年度	3年度	4年度
			収支イメージ	予算案
収	入	4,087	2.17兆円	0.82兆円
	うち 保険料収入	3,809	0.40兆円	0.79兆円
	うち 失業等給付に係る 国庫負担金	230	1.76兆円	0.02兆円
支	出	15,180	1.61兆円	1.59兆円
	うち 失業等給付費	13,826	1.41兆円	1.38兆円
差	引 剰 余	▲ 11,094	0.56兆円	▲ 0.77兆円
	雇用安定事業費へ貸し出し ※雇用調整助成金等に充当 (実際の支給(見込み)額)	▲ 13,951 (30,094)	▲ 1.23兆円 (2.70兆円)	▲ 0.50兆円
積	立 金 残 高	19,826	1.31兆円	0.05兆円
	(雇用安定事業費へ貸出累計)	(13,951)	(2.63兆円)	(3.12兆円)



## 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

また、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。これを含め、雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する。



- 求職者給付等に要する経費について、経済情勢の変化や雇用勘定の財政状況を踏まえ、一般会計から繰り入れることができる。
- 新型コロナ対応休業支援金、雇用調整助成金等に要する費用の一部として、一般会計から繰り入れる。
- 育児休業給付に要する経費を、積立金から借り入れることができる。
- 雇用安定事業に要する経費を、積立金から借り入れることができる。

## 失業等給付に係る雇用保険料率、国庫負担率、受給者実人員及び積立金の推移

